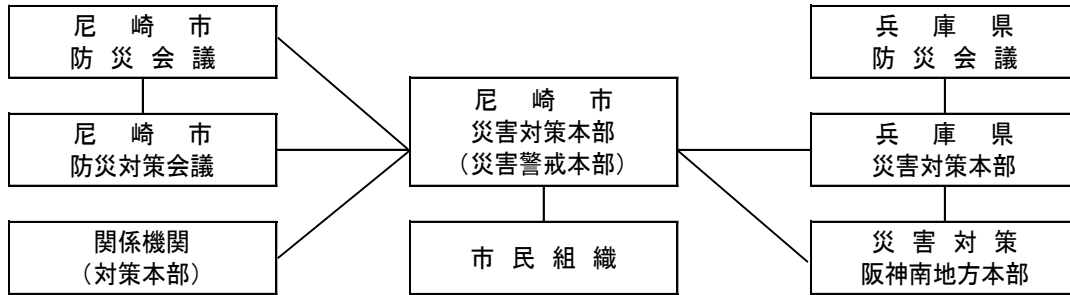


第1節 防災体制

項目		担当
1	構成	各部
2	防災態勢への移行	

1 構成

(1) 尼崎市地域防災組織総括図



(2) 尼崎市防災会議（事務局：危機管理安全局危機管理安全部企画管理課）

災害対策基本法及び尼崎市防災会議条例に基づき設置された機関であって、尼崎市の地域における防災に関し、尼崎市が所掌すべき事務を中心としてこれに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務をあわせて総合的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする機関である。

ア 組織

- A 会長 市長
- B 委員 40人（定数）
- C 幹事 40人（定数）

イ 所掌事務

- A 尼崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- B 尼崎市水防計画その他本市の地域に係る水防に関する重要な事項を調査審議すること。
- C 前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の地域に係る防災に関する重要な事項を調査審議すること。
- D 本市の地域に係る防災に関する重要な事項に関し、市長に意見を述べること。
- E 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- F 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 尼崎市防災対策会議（事務局：危機管理安全局危機管理安全部企画管理課）

平常時に、本市の防災対策全般に関して協議、検討等を行うとともに全庁的に緊密な連絡等を図るために設置する会議体である。

ア 組織

- A 会長 市長
- B 副会長 副市長及び危機管理安全局長
- C 構成員 局長級職員等

イ 所掌事務

- A 本市の防災対策全般に係る協議、検討及び調整に関すること。

- B 本市の防災対策全般に係る情報の収集・連絡に関すること。
- C 被災地支援に係る提案、検討、協議及び決定に関すること。
- D 被災地支援に係る情報の収集、連絡に関すること。
- E その他市長が必要と認める事項について協議等を行うこと。

(4) 防災態勢

ア 尼崎市災害対策本部及び尼崎市災害警戒本部（事務局：災害対策課）

災害警戒本部は、尼崎市災害警戒本部設置要綱に基づき、市域に災害が発生するおそれがあり、その対策のための準備が必要と認められる場合に市長が設置し、災害対策本部は、災害対策基本法及び尼崎市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長が設置する。

組織編成及び運営に関し必要な事項は、それぞれ尼崎市災害警戒本部設置要綱、尼崎市災害対策本部設置要綱に定める。

災害対策本部を設置するに至らない小災害等の場合にあつては、平常時における組織、防災対策会議、災害警戒本部の限定配備により対処する。

なお、国内で大規模広域災害が発生し、市外における応援活動を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行う。以下は資料 I（2-5 尼崎市災害対策本部設置要綱、2-6 尼崎市災害警戒本部設置要綱参照）より抜粋。

A 災害対策本部長（災害警戒本部の場合は災害警戒本部長）

災害対策本部の長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括する。

B 災害対策副本部長（災害警戒本部の場合は災害警戒副本部長）

災害対策本部長を補佐するため、災害対策副本部長をおき、副市長、教育長、公営企業管理者をもって充てる。

C 災害対策本部員（災害警戒本部の場合は災害警戒本部員）

災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する者で、局長級職員をもって充て、教育長、公営企業管理者は災害対策副本部長と災害対策本部員とを兼ねる。

D 災害警戒本部、災害対策本部の所掌事務

災害警戒本部、災害対策本部は、次のとおり部を置き、事務を所掌させる。

組織名	主な事務分掌
共通	1 部内の災害応急対策計画の策定に関すること 2 部内の配備、動員、構成に関すること 3 本部、各部等及び関係機関との連絡、調整に関すること 4 部に関する情報の収集、調査及び報告に関すること 5 部に必要な資機材、車両等の調達に関すること 6 部の人員、資機材等の輸送に関すること 7 部関連の市民広報、広聴に関すること 8 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること 9 部に属する施設の防災管理及び一時避難場所転用に関すること 10 防災行政無線設置施設における市民広報に関すること 11 各地区での事業所間協力に関すること 12 部の防災行政無線の運用に関すること
秘書広報班	1 本部長、副本部長の秘書に関すること 2 災害時における国等からの見舞者応接に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 3 災害広報に関すること 4 災害記録に関すること
総括部	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び廃止に関すること 2 防災指令の発令及び解除に関すること 3 本部会議等の招集に関すること 4 災害対策本部の庶務に関すること 5 総合的な応急対策及び各部任務分担の調整、決定に関すること 6 県及び関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること 7 防災行政無線の管理、運用に関すること 8 動員状況の把握、職員の応援に関すること 9 職員の給食等、厚生に関すること 10 他都市職員の受入れに関すること 11 情報の収集、整理及び伝達に関すること 12 国、県への被害状況等の報告に関すること 13 総合的な復旧、復興計画の立案及び関係部門間の調整に関すること 14 その他各部に属さないこと
財産管理部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害予算の管理に関すること 2 災害救助法に基づく費用に関すること 3 職員輸送用及びその他の車両の調達に関すること 4 災害対策用物資、車両、舟艇等の調達手続に関すること 5 災害対策用応急工事の契約手続に関すること 6 災害時における公有財産の総括に関すること (学校、市営住宅を除く市有建築物被害状況のとりまとめ等) 7 救援(義援)金品の受領保管に関すること 8 緊急物資の受入れに関すること 9 災害に係る訴訟、調停、不服申立て等に関すること
避難部	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所の設置、管理計画に関すること 2 避難者の収容及び状況調査に関すること 3 避難場所の管理及び援護活動への協力に関すること 4 児童・生徒等の保護及び応急教育に関すること 5 災害救助法に基づく学用品の給与に関すること
地域支援部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査に関すること 2 市民情報収集に関すること 3 相談窓口の開設及び災害相談に関すること 4 災害に関する諸証明の発行に関すること (経済環境部の主管に属するものを除く) 5 誘導が必要な避難者の収容等に関すること 6 避難場所の管理及び援護活動への協力に関すること (各地域総合センター6か所、生涯学習プラザ8か所、園田東会館)
保健援護部	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者(要配慮者)の援護活動に関すること 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること 3 義援金の支給に関すること 4 福祉に関するボランティアとの連携に関すること 5 誘導が必要な避難者(要配慮者)の収容等に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 6 災害救助法に基づく医療助産及び救護に関すること 7 被災者生活再建支援に関すること 8 救護所の設置に関すること 9 被災者の健康調査及び相談に関すること 10 被災地及び避難場所の感染症対策に関すること 11 死体の検案に関すること 12 災害医療情報の総合的な情報収集及び提供に関すること 13 応急医療、助産活動の調整に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 部の水防活動の総括に関すること 2 水防活動の実施及び水防資機材の輸送に関すること 3 公共土木施設の防災管理、応急対策及び復旧に関すること（河川、道路、橋りょう、公園等） 4 下水道等施設のうち抽水場の防災及び復旧に関すること 5 災害救助法に基づく障害物の除去に関すること 6 被害、浸水状況の調査及び情報収集に関すること 7 被災建築物応急危険度判定に関すること 8 災害救助法に基づく災害を受けた住宅の応急修理に関すること 9 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、管理に関すること
消防部	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に関する諸情報（気象予警報、被害状況、応急対策の実施状況等）の速報及び連絡に関すること 2 本部長等への情報連絡に関すること 3 避難指示等の広報伝達に関すること 4 被災者の救助及び救急活動に関すること 5 消防活動及び水防活動に関すること 6 防災行政無線の運用（主は総括部）に関すること 7 機動隊本部との連絡調整に関すること
公営企業部	<ul style="list-style-type: none"> 1 給水区域への給水の確保に関すること 2 災害救助法に基づく飲料水の供給に関すること 3 無線積載車両、広報車両の各部への協力に関すること 4 水道施設の防災管理及び応急復旧に関すること 5 下水道、排水施設等の水防を含む防災及び復旧に関すること
経済環境部	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業施設等の被害状況調査に関すること 2 生鮮食料品等の確保及び斡旋に関すること 3 防災活動の応援に関すること（市民救援活動） 4 災害地の清掃及び災害廃棄物の処理に関すること 5 災害時の公害発生防止に関すること 6 災害地のし尿処理に関すること 7 災害に関する諸証明の発行に関すること（事業所等に限る）
協力部	<ul style="list-style-type: none"> 1 市域の被害状況調査に関すること 2 防災活動の応援に関すること（市民救援活動） 3 市議会の災害対策活動の補佐に関すること

E 部長

各部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

F 主任及び班

各部等にその事務を分掌させるため、主任（2 つ以上の班を統括する）及び班を置くものとし、班の設置について必要な事項は、各部長等が総括部長と協議して定める。

G 連絡員

各部等に本部員を補佐するための連絡員を置き、各部等所管の被害状況、応急対策の実施状況その他の災害対策活動に必要な情報のとりまとめ及び本部長の指令等を所属の部等に伝達する等、部内外における連絡、調整の任に当たる。

連絡員は各部等の総括班長を基本とし、必要に応じて各部等で指名する。

H 各部等の指揮系統の例外として、協力班及び応援班については、各部長等の派遣命令を受けた後は、派遣先責任者の指揮下に入るものとし、派遣命令の解除まではその態勢が続く。

イ 災害対策本部会議及び警戒本部会議（事務局：災害対策課）

防災活動の基本方針等を協議するため、災害対策本部のもとに災害対策本部会議（災害警戒本部設置時には災害警戒本部会議）を設置し、必要に応じて会議を開き、迅速かつ的確な事前対策の実施を期するとともに、各部等との緊密な連絡を図り、災害の実態に即した事前対策を実施する。

両会議とも、要綱に基づき本部長、副本部長、本部員及びその他必要な職員をもって構成し、本部長の招集によって開かれるものとする。

構成	主に協議する事項
(本部長) 市長	応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。 1 非常配備態勢に関すること 2 災害応急対策活動の総合調整に関すること 3 職員の応援体制に関すること 4 避難情報に関すること 5 関係機関への派遣要請依頼に関すること 6 災害救助法の適用等に関すること 7 激甚災害の指定の要請に関すること 8 応急対策に要する予算及び資金に関すること 9 応急公用負担に関すること 10 義援金品の募集及び配分に関すること 11 職員の給食、寝具等の厚生に関すること 12 被害状況調査に係る体制の決定に関すること 13 その他各本部員から特に申し出のあった事項
(副本部長) 副市長	
教育長	
公営企業管理者	
(本部員) デジタル政策監	
危機管理安全局長	
総合政策局長	
教育次長	
資産統括局長	
総務局長	
福祉局長	
保健局長	
子ども青少年局長	
都市整備局長	
消防局長	
経済環境局長	
議会事務局長	

2 防災態勢への移行

災害発生のおそれが高まった場合や実際に災害が発生した場合で、市の平常時の体制ではこれに対応することが難しいと判断した場合は、市長は、災害等への即応態勢として災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、防災指令等を通じて各部署へ災害対応業務の実施を指示する。

(1) 災害警戒本部の設置時期

市長は、次の場合に災害警戒本部を設置する。

ア 尼崎市防災指令及び配備指令に関する要綱に基づく警戒指令を発令する基準に該当す

るとき。

イ 市域で災害が発生するおそれがあり、その対策のための準備が必要と認めるとき。

ウ その他、市長が認めるとき。

(2) 災害対策本部の設置時期

市長は、次の場合に災害対策本部を設置する。

ア 尼崎市防災指令及び配備指令に関する要綱に基づく災害対応 1 号～3 号指令のいずれかを発令する基準に該当するとき。

イ 市域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、その対策を実施する必要があると認めるとき。

ウ その他、市長が認めるとき。

(3) 指揮権限の代行

ア 本部の設置及び指揮は市長の権限により行われるが、市長の不在または連絡不能な場合など、市長の判断を仰ぐことができず、かつ緊急を要する場合は、市長（本部長）に代わり副本部長は災害警戒本部、災害対策本部の設置・運営に係る必要な意思決定を行う。

イ なお、代行者は事後速やかに市長にこれを報告する。

ウ 代行順位については、尼崎市事務処理規程第 17 条第 1 項に定める両副市長の担当する事務である場合または同規程第 26 条に基づくものとする。

(4) 災害警戒本部、災害対策本部の廃止

市長は、災害発生のおそれが解消したと認めたとき、または災害応急対策がおおむね終了したと認めたときは、尼崎市災害警戒本部設置要綱又は尼崎市災害対策本部設置要綱に基づき災害警戒本部、災害対策本部を廃止する。

なお、災害警戒本部は、災害対策本部が設置されたときには自動的に廃止する。

(5) 災害対策本部設置及び廃止の通知

市長は、災害対策本部を設置したとき、または廃止したときは、その旨を告示するとともに、必要な関係者にその旨を通知する。

(6) 災害警戒本部、災害対策本部等の設置場所

ア 本部員会議室及び災害対策本部室等の設置場所は原則として次のとおりとし、本庁舎が被害を受けた場合や災害の状況等により、防災センターもしくは北部防災センターに設置する。

イ 災害対策本部室には、災害警戒本部、災害対策本部設置と同時に臨時電話、コンピュータ、ラジオ、テレビ、携帯無線、防災地図等の器材を備付け、災害情報の収集、集約を行う。

A 本部会議室 本庁舎中館 8 階 8-2 会議室を基本とし、その他使用可能な部屋を活用する。

電話（災害対策本部等設置後）6489-6685、6489-6687

B 災害対策本部事務局 本庁舎中館 8 階

電話 6489-6164、6489-6165

ウ 本庁舎について、停電に備え発電設備を設置するほか、止水板の設置等による浸水対策を講じる。

第2節 職員を動員する

項目		担当
1	防災指令を発令する	災害対策本部長、災害警戒本部長
2	配備指令を発令する	各部
3	福利厚生の実施を図る	総括部
4	労務供給を行う	

1 防災指令を発令する

防災指令は、市長（本部長）が各部長等に対して発令する災害等の状況に応じて実施する災害対応業務の強度や優先度等の目安となる指令であり、防災活動の準備ないし実施の万全を期するための包括的な指示である。

(1) 防災指令の種類

本部長は、災害の規模、種類、被害発生予想される時間等を検討し必要な防災態勢をとるため、各部の長に対し、次の4種の区分により防災指令を発令する。

防災指令	指示内容	発令基準
警戒指令	事後速やかに防災活動を実施できるよう準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各種気象警報が発表されたとき 気象情報等の雨に関する情報で、注意報が発表され1時間降雨量が50mmを超すと予測するとき 台風等による暴風や高潮対策等として、発令する必要が認められたとき 河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、今後の気象情報及び水位または潮位に注意及び警戒を必要とするとき 津波に関する予警報が発表されるおそれがあるとき 地震防災対策強化地域に大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたとき 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 市域で震度4の地震が発生したとき又は長周期地震動階級3が観測されたとき
災害対応1号指令	被害を発生させないための活動を中心に実施し、事態が深刻化した場合に実施する災害対応業務の準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 雨に関する情報で総雨量が70mmを超すと予測されたとき 河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）を、または潮位が通報潮位を超え、なお上昇のおそれがあるとき 今後の気象情報及び雨量等から水防事態発生のおそれがあると認めるとき 大雨、洪水、高潮、暴風の警報が発表され、かつ市域に災害発生のおそれがあるとき 津波注意報が発表されたとき 津波対策として発令する必要が認められたとき 市域で震度5弱の地震が発生したとき（自主参集）又は長周期地震動階級4が観測されたとき（自主参集） その他、市域で災害発生のおそれがあるとき、若しくは小規模の災害が発生したとき

災害対応 2号指令	被害を局限するための活動を中心に実施し、事態がより深刻化した場合に備えて応援要請の準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強の地震が発生したとき（自主参集） ・市域に相当の災害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき
災害対応 3号指令	人命救助を中心に、より強力・広範囲に、被害を局限するための活動を実施し、必要があれば速やかに応援要請を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自主参集） ・津波警報または大津波警報が発表されたとき ・市域に大規模の災害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき

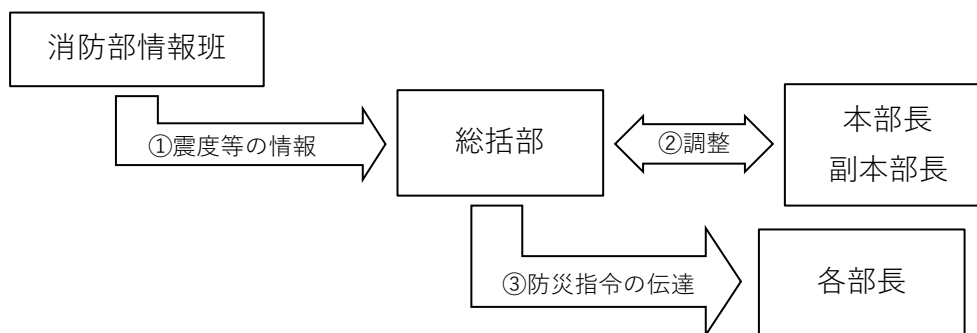
(2) 防災指令が適用される範囲及び様式

すべての部に「警戒指令」又は「災害対応〇号指令」と発令される。

(3) 防災指令の伝達方法

ア 実施担当機関 総括部

イ 伝達系統図



ウ 伝達方法

防災指令の各部等への伝達は、勤務時間内は庁内放送、電話、無線、尼崎市防災ネットとし、勤務時間外は総括部及び各部において定める伝達方法をもって行う。なお、消防部情報班は、次の場合に情報伝達を行う。

- A 尼崎市防災センターに設置された計測震度計が震度5弱以上を覚知した場合
- B 警戒宣言または南海トラフ地震臨時情報が発令された場合
- C その他、地震により災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、初動体制を確立する必要がある場合（震度4以下であっても、119番が殺到している場合や被害の多発、重要施設の被害が確認された場合、または津波警報が発令された場合など。）

2 配備指令を発令する

配備指令は、防災指令を参考にし、災害の状況に応じて各部長が主任又は班長に対して行う動員に関する指示であり、本部長から別命がある場合はその指示に従う。

(1) 配備指令の種類

ア 防災指令を受けた各部長等は、所定の防災活動に必要な人員を確保するため、次の4つの区分をあらかじめ定めておく。

A 限定配備

各部長等が必要と認めた少数の職員を配備（業務によっては第1配備と同人数配備）し、各部の総合的、計画的な防災態勢を円滑に推進するための初動態勢。

B 第1配備

災害対応1号指令に基づき実施する業務を基本の想定とし、各部の職員全体の約

30%～60%の職員数で対応することを目安とする。

C 第2 配備

災害対応2号指令に基づき実施する業務を基本の想定とし、各部の職員全体の約60%～90%の職員数で対応することを目安とする。

D 第3 配備

災害対応3号指令に基づき実施する業務を基本の想定とし、各部の全職員で対応する。部内の職員では不足する場合は応援を要請する。

イ 各部等は、必要に応じて上記4区分を基本としながら、実際に動員する人数の増減を行うなど、機動的かつ柔軟な動員を心掛けること。

(2) 職務代行者の指定

災害活動の初動期における各部長等が不在時の指揮態勢を確保するため、各部等において職務代行者や指揮系統について明確にするとともに、各部長等との緊急連絡手段を確保する。

(3) 平常業務の縮小及び停止

ア 縮小及び停止の時期

第3 配備態勢時、もしくは災害の長期化に伴い、全職員をもって災害対応が困難と予想される場合に平常業務の縮小及び停止を行う。

イ 縮小及び停止の部門

平常業務として最低限確保しなければならない市民サービス部門、保安要員等を除き、全部門において業務の縮小及び停止を行うため、毎年度各業務の優先度を「1 日以内」、「3 日以内」、「2 週間以内」、「1 ヶ月以内」の4つに区分し、災害時に優先度の低い業務を縮小及び停止する。

(4) 他部等からの応援要員の派遣について

各部等の防災活動遂行の過程において、部長が他部等からの応援を必要と判断する場合には、その旨を総括部動員班長に連絡する。

この場合、動員班長は、総括部長と協議のうえ、すみやかに他部等からの応援要員の派遣を行う。

(5) 初動体制の確立

各部は、勤務時間外においても速やかに職員の参集を図ることができるよう、職員の職責や居住地、家庭環境等を踏まえた配備態勢を構築する。

ア 勤務時間内における動員方法

平常の勤務体制から非常配備態勢へ自動的に切り換える。

イ 勤務時間外における動員方法

A 配備指令の伝達

配備指令の伝達は、連絡手段の使用可能な範囲において実施する。

B 職員の参集場所

職員の参集場所は、原則として自己の勤務場所とする。ただし、各部長等の判断により、特に必要と認めた場合は、配備指令の伝達時、または事前の計画に基づいて勤務場所以外の指定場所に参集させ勤務につかせることができる。

C 災害により連絡手段が使用できない場合（職員の自主参集基準の設定）

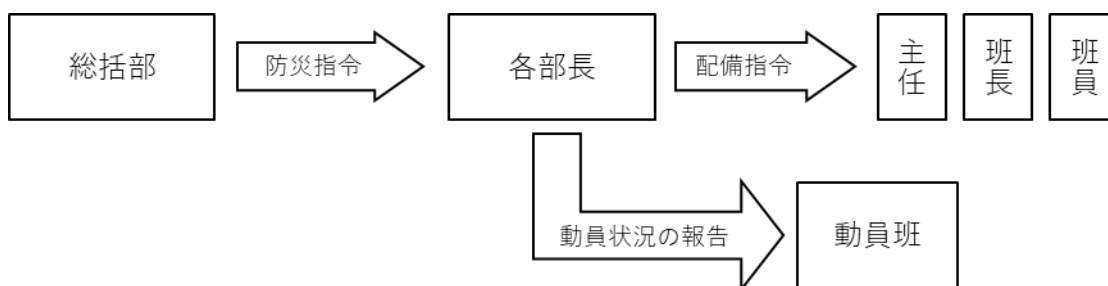
大きな災害が発生した場合、通信機器等の損壊や通信の混雑により、各職員が防災指令や配備指令を受けることができない可能性も考えられる。そのような場合にあっては職員をすみやかに参集させるための基準として、「市域において震度5弱以上の地震が発生した場合」は次のように取り扱うこととする。

- a 本部長は状況に応じた防災指令を発令し、使用可能な機器等を活用し伝達する。
- b 各部長は、防災指令の伝達を確認できない場合であっても配備指令を発令し部内に伝達する。
- c 職員は、配備指令の伝達を確認できない場合は、防災指令に応じた配備態勢に準じて参集する。

ウ 伝達系統

各部長等が決定した配備指令は、次に定める方法により伝達し、勤務時間外の伝達方法については、職員の配備態勢に応じた伝達系統を定め、所属職員に周知徹底しておくこと。また、各部の動員状況については、速やかに動員班に報告すること。

配備指令の伝達は、庁内放送、電話、防災行政無線、尼崎市防災ネット等を活用すること。



エ 参集時の留意事項

A 参集者の服装及び携行品

応急活動に便利で安全な服装とし、タオル、飲料水、食料及び携帯ラジオ、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行すること。

B 参集途上の措置

参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関または警察機関へ通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

オ 各部等の長は、防災指令に基づき配備指令を発令し、職員を配備したときは、その人数を速やかに動員班長に報告する。

(6) 配備態勢の確立

尼崎市災害警戒本部設置要綱、尼崎市災害対策本部設置要綱に基づき、各班長は防災指令が発令された場合における配備態勢を年度当初に確立する。

(7) 受援・応援体制の確立

災害対応 3 号指令を発令した場合又は、大規模な応援が必要であると災害対策本部長が認めた場合は、外部に応援を要請するため、総括部及び各部等の総括班等を中心とする受援担当を設置する。応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮するよう努める。

受援担当を設置した場合、総括部総括班及び各部総括班等は、「受援ガイドライン」に基づき受援に関する事務を行う。また、総括部総括班は必要に応じて、受援担当、応援が必要な各部等の代表者、応援側の各代表者、その他受援に関係する者を招集し、受援調整会議を開催する。応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設などの仮設の拠点や、車両を設置できる空き地など、宿泊場所として活用可能な施設等の確保に努める。

(8) 災害時における職員の注意事項

ア 職員は、原則として勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配置につく。

- イ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身または家族等の被災により配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ウ 職員は、あらかじめ定められた災害時における配置体制及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。
- エ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ・テレビ・インターネット等の聴視、電話等の方法をもって所属部と連絡をとり、自ら工夫してその災害の状況、配置命令等を知るように努めなければならない。
- オ 職員は、災害が発生し、または災害が発生するおそれが強いときは配置命令がない場合であっても、状況によっては、所属長と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、または自らの判断で速やかに部署に参集し防災活動に従事しなければならない。
- カ 被災により道路交通の利用が不能で、あらゆる手段によっても定められた配置部署につくのが不可能な場合は、通信連絡により所属長または本部の指示を受けなければならない。
- キ 職員は、参集途上において災害状況をできるだけ把握し、到着後災害対策本部に報告する。
- ク 職員は、参集の際に交通手段が途絶する場合に備え、自転車の活用など他の方法の確保に努めなければならない。

(9) 指定管理者との連携

指定管理者制度を導入している施設においては、災害時における施設の維持管理や、施設の運営、費用負担などについて、あらかじめ対応を協議する。

そのうち、避難場所に指定されている施設については、避難所運営に関して指定管理者との役割分担や費用負担などについて、あらかじめ対応を協議する。

また、避難場所として指定されていない施設であっても、災害時には地域住民等が避難してくることも想定されるため、そういった場合における対応を指定管理者と協議する。

3 福利厚生の充実を図る

災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

災害対策の第一線で勤務する職員の健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化へ対処するとともに、他都市職員等の受入れに際し、福利厚生の実施を図る。

(1) 業務内容

- ア 健康管理
- イ 執務環境の整備
- ウ 宿泊施設の確保
- エ 装備・備品等の支給
- オ 夜食等の配給

(2) 対象者

- ア 市職員
- イ 応援職員
- ウ 行政支援者など

(3) 宿泊施設等の指定

ア 宿泊及び仮眠施設

A 宿泊施設については、公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等を随時、借り上げて対処する。

B なお、遠方の施設を指定した場合にあっては、阪神バス株式会社との連携を図り、

可能な限り応援職員等の送迎を行うよう努める。

C 職員の仮眠施設としては、本庁地下和室、本庁会議室等を利用する。

イ 宿泊施設等の確保

A 宿泊及び仮眠施設の全体の管理、調整については、給与厚生班で行う。

B 派遣職員の宿泊施設は、動員班で把握した人員により必要数を確保する。

(4) 水、食料等の配給

職員等への水、食料等の配給について、常備等の対策を講じるとともに、不足する場合にあつては給食会社等から調達するものとする。また、被災者への緊急物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

4 労務供給を行う

災害発生時に災害対策本部の各部等が災害応急対策の実施に必要な労務者を、公共職業安定所を通じて雇用する計画である。

(1) 本部における担当機関

災害応急対策実施に必要な要員の確保は、各部等の要請により総括部が労務者を雇用する。

(2) 労務者の従事する作業の種類

労務者の労務作業は、土木作業、清掃作業、その他物資の運搬等とする。

(3) 供給の方法

ア 尼崎公共職業安定所に対し、電話連絡あるいは求人票によって労務者の供給を依頼する。

連絡事項は、次のとおりとする。

A 求人事業所名

B 就労場所

C 作業内容

D 賃金

E 就労時間

F 所要人員

イ これらの要員は、職業安定所に集結させ本部からの指令に基づき出動しうる体制を講じておく。

ウ 賃金の基準

平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

エ 賃金の支払方法

作業現場に近いところで当日労務者に対し、直接支払う。

オ 労務者の輸送方法

市有輸送車両によって輸送する。

カ その他必要とする事項

A 上記によってもなお労務者が不足する場合は、厚生労働省兵庫労働局を通じて、隣接市における公共職業安定所に労務者の供給を依頼する。

B 上記雇用については、賃金台帳を備える。

(4) 災害救助法による実施基準

ア 救助のため、次に掲げる事項について労務者を雇用したときは、賃金を支出する。

A 災害にかかった者の避難

B 飲料水の供給

- C 救済用物資の整理配分
 - D 医療及び助産
 - E 災害にかかった者の救出
 - F 死体の捜索及び処理
- イ 救助のために支出する賃金の額は、当該地域における通常の実費とする。
- ウ 救助のために賃金を支出する期間は、各号の救助等を実施する期間とする。